

人口動態調査について

令和 2 年 10 月 1 日

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

人口動態調査の概要

調査の目的

出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の対象 及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている

調査の期間

1月1日～同年12月31日

調査の方法

市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。

報告の系統

厚生労働省 — 都道府県 — (保健所を設置する市・特別区) — 保健所 — 市区町村
※調査方法 (オンライン調査又は郵送調査)

調査票及び 調査事項

調査票は、次の5種類で、主な調査事項は下記のとおり。

出生票 出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び年齢等出生届に基づく事項

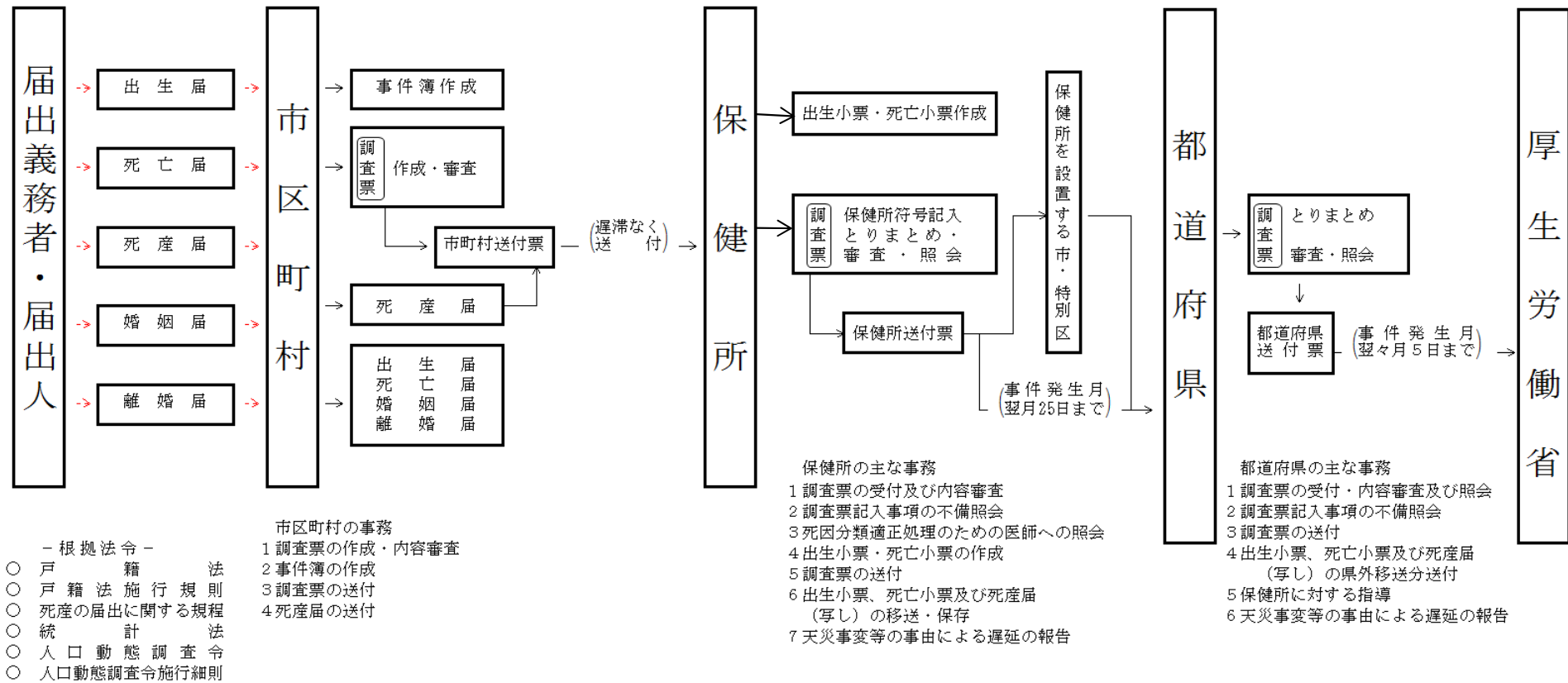
死亡票 死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項

死産票 死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項

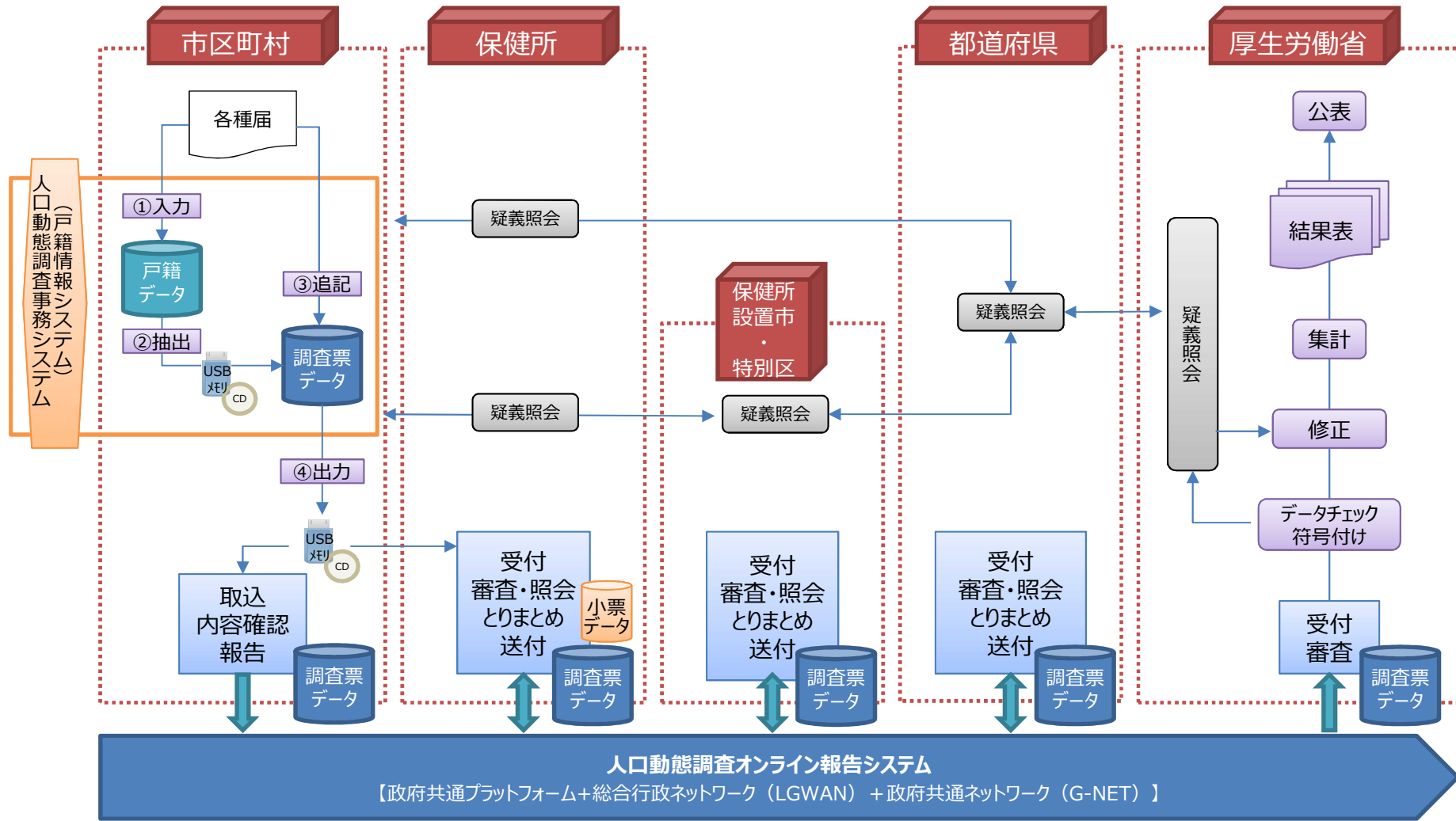
婚姻票 夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項

離婚票 夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項

人口動態調査体系図



人口動態調査事務の流れ



人口動態調査オンライン報告システムの利用促進について 1

1. 関連省令の改正

	要 旨
<p>人口動態調査令施行細則の一部を改正する省令案について (概要)</p> <p>〔平成29年10月2日 厚生労働省政策統括官付 参事官付人口動態・保健 社会統計室〕</p>	<p>厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）では、統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項の基幹統計調査として人口動態調査を実施し、同条第4項第3号の基幹統計としての人口動態統計を作成し、公表している。</p> <p>具体的には、戸籍法（昭和22年法律第224号）等の届出に基づき、市区町村長が調査票を作成し、保健所長及び都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出されており、当該調査票の送付は、電子情報処理組織（人口動態調査オンライン報告システム。以下「報告システム」という。）による送付か、書面又は電磁的記録媒体による送付という形式で行われてきた。</p> <p>しかし、書面による送付分に用いられてきた光学式文字読取装置（OCR）読込用の内部システムについて、業務の効率化及びコスト削減のため、平成30年から廃止することとなった。</p> <p>これに伴い、人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号）について、調査票の送付を原則、報告システムにするなど、所要の改正を行うものである。</p>
<p>人口動態調査令施行細則</p> <p>〔附則 平成29年10月2日 厚生労働省令第一〇五号〕</p> <p>例外 →</p> <p>※ 物理的に送付できない場合に限る</p>	<p>第十条 第一条第一項及び第二条から第四条までの規定による人口動態調査票及び市町村送付票、保健所送付票又は都道府県送付票（以下「調査票等」という。）の作成は、それぞれ第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）で明確に判別できるように記録する方法により行う。</p> <p>② 前項の規定により作成された調査票等の送付は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と送付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う。</p> <p>③ 前項の規定により電子情報処理組織を使用して送付をする場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（保健所を設置する市にあっては、当該記録につき市長の確認を受けたとき）に調査票等が保健所長、都道府県知事又は厚生労働大臣に到達したものとみなす。</p> <p>④ 第一項の規定による作成又は第二項の規定による送付をすることができない場合には、調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体（第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録した物で、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の作成又は送付をもって代えることができる。</p>

2. 利用促進にむけた主な取組

【関連通知等】

人口動態調査オンライン報告システムの導入促進について（通知）（統人発 0606 第1号 平成28年6月6日）
「人口動態調査オンライン報告システム導入についてのお願い」を毎年、自治体宛に周知

年次	利用促進に向けた取組
～平成30年度	人口動態調査における発生件数の多い市区町村にピンポイントで説明会を実施
令和元年度	アンケートを実施し、弊害となる導入できない理由を聴取し、導入に向けた提案、メリットを提示。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和元年6月3日 未導入機関に対し導入の可否、導入予定時期、未導入の理由等のアンケートを実施 ✓ 令和元年11月8日 紙調査票による報告の廃止に伴いオンライン報告又はF D等記録メディアによる報告の切り替えを依頼 ✓ 令和2年1月21日 アンケート結果を受け、意見に対する回答と合わせ利用促進について依頼 ✓ 令和2年3月3日 令和元年度全国統計主管課担当者会議において利用促進を周知

3. オンライン導入状況

(2020年8月末現在)

	保健所（479）	市区町村（1,896）
オンライン利用	479保健所	705市区町村 ※1,189市区町村は電子媒体で保健所に送付
オンライン利用申請件数 (年次推移)	[～2018年度] [2019年度] 478 1	[2017年度] [2018年度] [2019年度] [2020年度] 63 31 144 32

人口動態統計について

○ 公表している統計には、「速報」、「月報(概数)」、「年報」の3種類があり、以下の違いがある。

	速報	月報(概数)	年報
公表される統計数値	調査票を作成した数 (出生、死亡等の <u>人数のみ</u>)	概数 (死亡については <u>死因別も含まれる</u>)	確定数 (概数に修正を加えたもの、 <u>合計特殊出生率も公表される</u>)
集計対象	日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 (いずれも前年以前発生した者を含む)	日本における日本人 (前年以前発生のものを除く)	日本における日本人 (日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生の方は別掲)
公表・時期	毎月 調査月の約2ヶ月後	月報 調査月の約5ヶ月後 毎年(年間合計) 調査年の翌年6月	毎年 調査年の翌年9月
公表される主な集計表	<ul style="list-style-type: none"> 出生数 死亡数 婚姻件数 離婚件数 死産数 自然増減数 	<ul style="list-style-type: none"> 人口動態総覧(都道府県別) 死亡数及び死亡率、死因別 乳児死亡数及び乳児死亡率 死因別 死亡数、死因・性・年齢別 感染症による死亡数、死因別 等 	<ul style="list-style-type: none"> 月報(概数)の項目に加え、 母の年齢・出生順位別にみた出生数 母の年齢・出生順位別にみた合計特殊出生率 死亡数、死亡月・性・年齢・死因・都道府県(21大都市再掲)別 日本における外国人の人口動態、外国における日本人の人口動態、前年以前発生分の人口動態 等
死因分類表	—	死因簡単分類(約140分類)	死因基本分類(約1万5千分類)

基本計画別表(抜粋)

(項目番号:71)

<基本計画別表>

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	平成31年度(2019年度)中に実施する。

※ 基本計画策定時に審議した部会等:第2WG 国民生活・社会統計ワーキンググループ会合

<統計法55条報告>

令和元年度(2019年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別
<p>オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。</p> <p>① JAVA(JRE)インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。</p> <p>② 操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。</p> <p>次期システム更改に向け、作成事務の更なる効率化に取り組む予定。</p>	実施・検討予定